

令和7年7月地域別意見交換会

新たな観光振興財源の検討に関する主な意見の概要

1. 宿泊税の導入

(1) 導入に肯定的な意見

- ・宿泊税は珍しいものではなくなりており、交通費をかけていった旅行先で100円、200円程度の宿泊税を徴収されても負担には感じない。
- ・申告・納付など煩雑な事務処理への対策を検討いただいた上で、宿泊税の導入に関しては賛成したい。
- ・宿泊税は取っていいが、使い方を説明することが大事。観光の課題は市町で異なるので、市町が使いやすいよう割り振りをしてほしい。
- ・徴収されている立場からすると不満に思ったことはない。
- ・値上げして一時期にお客様が減ったとしても、結局戻ってくる。宿泊税の事例として100～300円とあるが、もう少し税率を上げてもいいのではないか。
- ・長崎市で受け入れられているということであれば、県全体で施策のやり方として一律にやると決めてもらって、大小にかかわらず全て宿泊税を導入するということで、方向性としてはよい。
- ・小規模の宿泊施設が多いが、200円ぐらいまでなら無理なく徴収できると考える。
- ・宿泊税で観光振興の財源が増えるのは望ましいことであり、宿泊税の支払いは観光客の許容範囲であると考える。
- ・行政しかできないような使途にしっかりと活用してもらえばよい。特に文化を守り育むところに重点的に使って欲しい。稼ぐところは民間がすべきであり、宿泊税をその補填に活用する必要はない。
- ・税収が増えることにより課題の解決につながるのであれば、宿泊税の導入はよいのではないか。

(2) 導入に否定的な意見

- ・導入ありきにならないように、税導入の是非から議論をしてほしい。
- ・導入の賛否は使途次第。既存予算で対応しているようなものは納得できない。

- ・観光立県を標ぼうする本県が観光客から税を徴収するのはあり得ない。オーバーツーリズムの状況は本県にはない。
- ・宿泊客のために宿泊料金を下げる努力をしているにも関わらず、宿泊税を導入することは論外。
- ・宿泊税を導入したら、観光客、宿泊客が減少するのではないか。
- ・観光振興策によって観光客が増加し、宿泊事業者の売上が昨年と比較して1%を超えて増加しないと、宿泊税を課せられるのは難しい。
- ・宿泊税の導入により、長崎県内ではなく佐賀県に宿泊先を変更する方が生じるのではないか。
- ・スポーツ大会の誘致にあたっては、市と連携のうえ税込金額にて誘致にあたっているが、宿泊税が新たに課税されることとなれば収益が圧縮されてしまうため厳しい。
- ・導入（予定）は東京・大阪・福岡（広島・宮城）など中心都市のみ。本県は時期尚早ではないか。

(3) その他

- ・もう少し観光客数が増えれば宿泊税を徴収しても良いと思うが、今の時点で徴収するならば、宿泊税は100円が望ましい。
- ・通院や仕事など、観光目的ではない人にも宿泊税を徴収するのであれば、理由を整理しておく必要がある。例えば、滞在期間中の公共サービスを受けるので、住民税の代わりに宿泊税をお願いしたいといった整理が考えられる。
- ・滞在期間中に公共サービスを受けるという観点で宿泊税を徴収するのであれば、一律定額制にすべき。
- ・市単位で検討した方が柔軟な制度設計等が可能。
- ・宿泊税を導入するのであれば、前向きな名称を検討した方がよい。例えば、長崎県全体を「大正ロマンを楽しむ長崎市」、「弥生時代を楽しむ壱岐市」などとして、タイムワープ税とか名称を前向きな表現が考えられる。
- ・宿泊税の支払いにご理解のある方もいる。宿泊者からの苦情が生じないような進め方が必要。
- ・宿泊税の他にも緑の環境税など県民や市民の負担は増えてきており、市の考え方も踏

まえて十分に協議をしながら考えていく必要がある。

- ・離島であれば、入島税の方が日帰り客から徴収できて良いのでは。
- ・島民が本土へ渡航する際には、国境離島新法に基づく運賃支援があるが、宿泊料金が高騰しているため、宿泊税の活用策により、宿泊費の一部を支援する仕組みがあるとよい。
- ・例えば、クレジット決済 150 円、現金決済 200 円とするなど、宿泊税の支払方法に応じて税額の設定をしてはどうか。
- ・宿泊税額は、一律ではなく、宿泊料金に応じた設定でよいのではないか。
- ・長崎市に加え、雲仙市でも検討されていることを踏まえると、市町で異なる税額となるよりも、客室単価に応じた税額の方が分かりやすく、宿泊者の理解も得やすいのではないか。
- ・長崎市の宿泊税における料金区分に準じて、1 泊 1 人あたりの宿泊料金が 1 万円未満の場合は 100 円、1 万円以上の場合は 200 円とし、2 万円以上の場合については、500 円ではなく 300 円とすることが妥当であると考えられる。
- ・修学旅行等の教育目的での宿泊について、課税免除の特例を設けるか、あるいは一定の免税点を設けて一律に課税するかについては、今後の制度設計において検討してほしい。
- ・宿泊事業者から寄せられる不安や不満の声には、丁寧に対応し、理解と納得が得られるよう配慮することが重要である。
- ・宿泊税の導入に対しては、地域ごとに考え方や受け止め方が異なると考える。
- ・税率等の具体的な内容が示された後に、改めて検討を行いたいと考えている。
- ・徴収が複雑とならないよう一律定額制にしてほしい。
- ・事業者の意見を十二分に聞いて、丁寧に議論を積み重ねることが導入の大前提。事業者の生の声をしっかり聞いて欲しい。
- ・税率は、必要とされる事業規模に応じて設定されるべきものと考えている。
- ・制度決定後は、県による説明会の実施していただきたい。
- ・県の観光予算のうち、人件費を含めてどの程度の額が使われているのか疑問がある。観光予算と人件費の推移を明確に示していただかないと、事業者の理解や賛同は得られにくいのではないか。

- ・宿泊税が必要かどうか、誰がどのように判断するのかが不明確である。実際に特別徴収義務者となる宿泊事業者の関与がほとんどなく、観光審議会や専門委員会の中で議論が進んでいる印象がある。
- ・市内には約 50 軒の農泊施設があり、宿泊税が課されることになれば、事務負担などが負担となり、農泊の継続が困難になるとの懸念がある。
- ・宿泊客は本土から離島への移動コスト等を負担しているので、慎重に議論してほしい。
- ・宿泊税の導入により、宿泊事業者間で価格競争がおきるのではないか。
- ・離島を有する県での導入事例は少ないとと思うので、慎重に議論してほしい。
- ・旅行会社の立場では、宿泊税が導入されたことによって宿泊先の選択に大きな影響が出るとは考えていません。
- ・旅行会社のシステム運用上の都合から、宿泊税は一律である方が望ましい。
- ・宿泊事業者に対する報償金の仕組みを丁寧に説明することで、宿泊事業者の理解と協力を得られるのではないか。
- ・特にビジネスが多い地域は客単価が低く儲けが少ない中で、税を導入する余裕はない。
- ・税として徴収すると宿泊事業者の負担が懸念されるため、ファンの度合いを見る化して、利用者が自発的に支援したくなるような仕組みを作りたい。
- ・宿泊税を導入した場合、宿泊者からどのような反応があるか不安である。
- ・宿泊税だと宿泊施設のみが対象となり、宿泊事業者から反発が生じている。観光税という形にすれば、観光施設からも徴収できるのではないか。
- ・既に入湯税がある中で宿泊税を導入することにより、整合性や重複負担の懸念がある。利用者負担の公平性や地域間の税負担の偏りも踏まえ、両税の兼ね合いについて慎重な検討をお願いしたい。
- ・徴収金額は、東京都（100 円～200 円）、大阪府（100 円～300 円）、長崎市（100 円～500 円）などの事例を参考に、宿泊者の負担を考慮した金額設定とするのが適当と考える。
- ・宿泊料金に応じて税額を変動させる方式は、高価格帯の宿泊者からの徴収を増やし、低価格帯の宿泊者の負担を抑えることができ、妥当な方法と考える。
- ・税額によって観光振興事業の予算規模が変動するため、目標達成に必要な財源を確保できる金額設定とするべきと考える。
- ・修学旅行など、教育委員会により予算上限が定められている宿泊については配慮が必

要である。修学旅行は積立方式であり、契約が早期に成立するため、急な増額には対応できないと考えられる。

- ・宿泊税の税額として 500 円は高すぎると思われる。大阪府の事例（100 円～300 円）が最適と考えるが、宿泊料金に応じた徴収が事業者の負担となる場合は、福岡県のように一律 200 円とするのが望ましい。

2. 事務の負担

- ・宿泊税の徴収にあたっては、キャッシュレス決済の導入を前提として検討してほしい。
- ・民宿などの小規模経営では、電子申告が必ずしも負担軽減につながるとは言い難い。
- ・現場の感覚としては、100 円の税金を徴収するために、それ以上の手間がかかっていると感じており、その点も検討すべきである。
- ・人材不足で事務対応が不安。
- ・民泊等の小規模や扱い手の高齢化が進んでいる施設等に配慮した制度としてほしい。特に、離島地域では本土より人口減少・高齢化が進んでいる。
- ・宿泊税の導入によりシステムを変更するとなると費用が発生するため、その点も考慮してほしい。
- ・OTA で予約を受けているが、特に海外予約ではシステムが宿泊税に対応しておらず、現地での徴収はクレームにつながりやすい。
- ・徴収には手間がかかるため、まずは徴収可能な体制の整備を行ってほしい。
- ・観光目的以外の宿泊者、例えばビジネス利用や地元の方からも宿泊税を徴収する場合は、丁寧な意見交換が必要である。
- ・宿泊税の徴収は、キャッシュレスではなく現金での徴収として欲しい。
- ・eLTAX を活用した電子申告・納付は、むしろ現場の負担を増すのではないか。
- ・東京都と同様に、1 万円未満の宿泊料金については免除対象とすることを検討してほしい。
- ・宿泊税が導入されると宿泊施設の業務負担が増加することから、労働負担の軽減策および徴収事務に係る事務手数料の支援策を検討してほしい。
- ・宿泊税のカード払い時に発生するクレジットカード決済手数料について、宿泊施設の負担軽減のため、県による支援策を検討してほしい。

- ・特別徴収義務者となる宿泊事業者に対して、特別徴収義務者交付金制度の創設、宿泊税に関するシステム整備費用への助成、クレーム対応を含む研修の実施などは必要と考える。
- ・宿泊税導入による宿泊客の減少やイメージの悪化の懸念があるため、リーフレットやウェブサイトなどを用いて、宿泊税の目的や使途を観光客に丁寧に説明し、理解を求めるべき。

3. 財源の使途

- ・小さなお子様連れの観光客が利用できるトイレなど、税金でなければ実現が難しい施設などに活用してほしい。
- ・満足度の高い観光を提供するため、調査やアンケートで不足していることを把握し、実態に即したメニューを作る体制づくりが必要。
- ・観光の流行は変化が早いため、柔軟に対応できるよう、単年度で見直せる仕組みを整えて実施してほしい。
- ・他の補助金との重複を理由に制限するのではなく、調査や観光客の声を踏まえ、その時に本当に必要な分野へ投資してほしい。
- ・観光施策には、行政だけでなく民間も平等に参加できる、公募型のプロポーザル方式を導入することが望ましい。これにより、地域の観光をより良くしようという意識を育むきっかけにもなる。
- ・使途は見える化・フィードバックはしっかりやってほしい。
- ・宿泊税は、人口割で配分していただきたい。
- ・宿泊税を導入するならば、インバウンド誘致に限定するなどした方がいい。
- ・宿泊税は、移動手段が飛行機と船しかない離島に使ってほしい。
- ・県のDX補助金について、率で交付するのではなく、ホテルの規模や客数に応じて交付するための取崩型基金を宿泊税で設置してはどうか。
- ・宿泊施設のフロント業務のDX化やロボット導入、システム統一には多額の費用がかかるため、宿泊税による支援対象とすることもよいのではないか。
- ・宿泊税の配分にあたっては離島に配慮して配分していただきたい。
- ・分娩や妊産婦支援は町が実施しているが、宿泊税の免税対象とするよりも、当該自治

体が責任を持つべき性質のものであり、自治体と県の協議により、現行制度の枠組みの中で対応していただきたい。ただし、誰が手続きを担うかは課題となると考える。

- ・宿泊税を活用するにあたり、宿泊税を導入している市町とは、役割分担・棲み分けが必要。
- ・宿泊税は、プロモーションよりも受入環境整備等に活用してほしい。
- ・プロモーションは効果が見えにくいので、プロモーション以外に宿泊税を活用してほしい。
- ・既存予算の振替ではなく、新たな財源は新たな事業に充ててほしい。
- ・人材不足への対応など、持続可能な観光業を実現する基盤整備に重点的に活用してほしい。
- ・各地域で課題等は異なる。各地域で使途を決定できる制度としてほしい。
- ・観光資源はあるが宿泊施設が少ない地域にも配分されるような制度としてほしい。
- ・先行自治体での宿泊税導入の効果を示してほしい。
- ・宿泊税の使途は総花的な表現ではなく、一般財源では対応していない事業や、目玉となる施策など、明確な柱を示す必要がある。
- ・観光振興の名目で、道路や交通網整備などに宿泊税が充てられるのではないかと懸念がある。
- ・しっかりと使途が示されれば、宿泊税導入の賛同の声は十分に得られると考える。県としての具体的な方針を丁寧に検討したうえで、「これを実施するので、宿泊・観光業者の皆さんも共に取り組んでほしい」という明確なメッセージを示していただきたい。
- ・宿泊税の活用が観光資源の豊富な市町に偏ることで、観光資源の少ない地域には恩恵が及ばないのではないかという懸念がある。
- ・宿泊税の使途によっては、観光客を主な対象とする事業者と、ビジネス利用を中心とする事業者とで受ける恩恵に差が生じる可能性があるため、配慮が必要である。
- ・宿泊税は、徴収した地域の観光振興のために活用するべきではないか。
- ・宿泊税は、観光客の増加や消費額の拡大に直接的または間接的に寄与する施策に活用すべきである。
- ・高付加価値な体験コンテンツの充実が求められる。具体的には、自然を活かしたアク

ティビティプログラムの開発、まち歩きを促進するコンテンツの整備、外湯めぐりのリブランディングなどが挙げられる。

- ・観光客との接点を強化するため、訪問前・滞在中・滞在後を通じて継続的に情報発信できる体制を構築し、戦略的なプロモーションに宿泊税を活用すべきである。
- ・ユニバーサルで安心・安全な受入環境の整備が必要である。例として、長崎大学監修の「UNZEN Safety」のような衛生管理認証制度の面的展開（宿泊施設に加え、飲食・土産施設等への拡充）、多言語対応、バリアフリー化の推進が挙げられる。
- ・観光関連事業者の経営力・競争力の強化も重要である。人材不足やノウハウ継承の課題に対応するため、従業員の待遇改善、スキルアップ支援、デジタル化支援などに宿泊税を活用すべきである。
- ・宿泊税は、宿泊施設の整備に重点的に活用すべきだと考える。特に都市部以外では環境整備が不十分であり、Wi-Fi、キャッシュレス決済、バス・トイレの更新などの支援に活用してほしい。
- ・観光産業の人材確保対策や国際航空路線の誘致対策に宿泊税を活用してほしい。

《参考》地域別意見交換会の開催概要

開催日	地域	出席者					※事務局側出席者を除く
		合計	行政	県観光連盟 地元観光協会	交通事業者	宿泊業団体 宿泊事業者	
7/11	対馬市	14名	4	4	1	2	3
7/22	壱岐市	12名	1	3	4	3	1
7/23	新上五島町	10名	1	3	3	2	1
7/24	長崎市・長与町・時津町	16名	4	2	5	3	2
7/25	佐世保市・西海市・小値賀町・佐々町	24名	5	8	3	4	4
7/25	平戸市・松浦市	11名	2	3	—	1	5
7/28	五島市	14名	1	2	5	1	5
7/29	諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町	18名	5	6	—	4	3
7/29	島原市・雲仙市・南島原市	12名	3	5	—	4	—
合 計		131名	26	36	21	24	24

参考範囲：行政、県観光連盟、地元観光協会、交通事業者、宿泊業団体、宿泊事業者、観光関係事業者ほか